

# マイナンバー制度と住民基本台帳制度について



マイナちゃん

平成 3 1 年 1 月 2 5 日  
総務省自治行政局住民制度課



マイキーくん

# マイナンバー制度・住民基本台帳制度に関する最近の動き

## 【既存の取組みの更なる推進】

- コンビニ交付サービスの導入市町村拡大(平成31年度着手分まで特別交付税措置対象)
- 一般的身分証明書や職員証・社員証等としての活用推進(総務省職員など国家公務員についてはIC入館証としても活用中)
- 申請時来庁方式、企業一括申請の一層の推進
- 住民票・マイナンバーカード等への旧氏併記(平成31年11月施行予定)

## 【新たな取組みを検討】

- PIN(暗証番号)入力を要しない利用者証明用電子証明書の利用を前提としたマイナンバーカードの健康保険証としての利用(平成32年度本格運用開始予定)
- 戸籍の附票を活用した海外におけるマイナンバー・マイナンバーカード・電子証明書の継続利用
- 住民票・戸籍の附票の除票の保存期間延長(5年→150年)
- 通知カードの見直し要望への対応

※ マイナンバーカードを活用したクレジットカード等のポイントやマイレージの地域導入

# マイナンバーカードは、これからの時代の本人確認ツール

## 対面での本人確認

### ✓顔写真付きの身分証明書として

- 市町村での厳格な本人確認 → 確かに本人であるという証
- 顔写真があるのでなりすましができない
- 公私での身分証明が可能

## 電子的な本人確認

### ✓インターネット等により、

どこからでも安全・確実に本人を証明

- 電子証明書を使って、全国のコンビニで住民票の写し等を受け取れるほか、口座開設などの大切な手続きも、どこからでも安全にできる

### ✓今後、健康保険証としての利用や、

海外からのインターネット投票も可能に

### ✓さらに、将来的には

**A I** その他の様々な先端技術の活用を実現

- ＜例＞窓口のAI端末にカードをかざし、本人情報の自動入力やAIとの対話により、行政手続きをスムーズに

⇒ **Society 5.0時代の必須ツール**

表



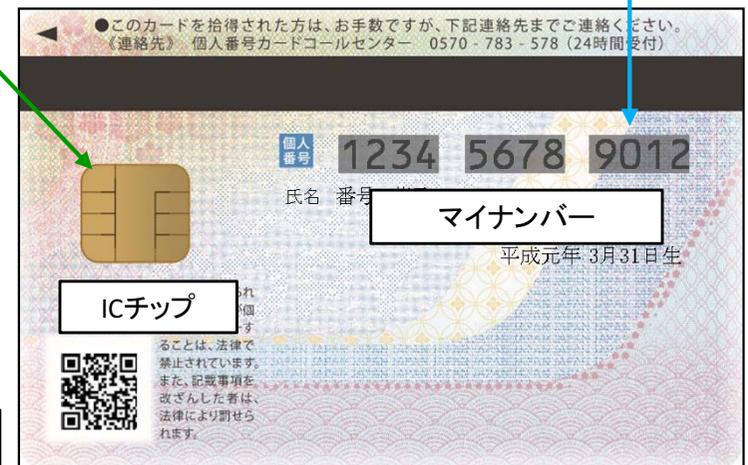
カードの  
券面記載事項

## マイナンバーの提示

### ✓このカードを提示することで、自分のマイナンバーを証明

- 社会保障・税などの手続きで、添付書類が不要に

裏



# マイナンバーカードの利活用シーンの拡大

## これまでの利活用シーンを更に拡大

### 身分証明書としての利用

- 運転免許証返納後にも利用できる顔写真付き身分証として活用(H31.11~旧氏にも対応予定)
- ⇒ 取扱範囲を更に拡大

### コンビニ交付サービス

- コンビニで住民票や戸籍などが取得可能なサービスの拡大(H29交付数:267万通)
- ⇒ H32年には、対象人口1億人突破

### 職員証としての利用

- 国家公務員(H28.4)、徳島県庁(H29.6)での先行導入
- 民間企業の社員証としての利用を働きかけ(H28.11~)(H31.1~TKC,NECに続きNTTComが活用開始)
- ⇒ 官民間問わず利用を更に拡大

### マイナポータル

- 子育て関連手続の申請・届出などをワンストップ化し、プッシュ型お知らせサービスを提供(H29.11~)
- ⇒ 対象手続を更に拡大

### オンライン契約

- 住宅ローンや、不動産取引などのオンライン契約での利用(H29.4~)
- ⇒ 取引対象を更に拡大

### マイキープラットフォーム

- マイナンバーカードを図書館等で利用可能にし、各種ポイントを自治体ポイントに変換、商店街等でも利用可能に(H29.9~)
- ⇒ 多機能化を更に充実・反動減対策にも活用

## 新たな利活用シーンが次々と

### 健康保険証としての利用

- マイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認の本格運用開始(H32予定)
- 医療機関等での診療情報・調剤情報の閲覧等にも活用(H29・H30実証中)

### インターネット投票での活用

- マイナンバーカードの海外利用を可能とし、実証実験の結果等を踏まえ在外選挙におけるインターネット投票を実現(検討中)

### イベント等での活用

- 東京オリンピック等でのボランティア管理へ活用(H30実証中)
- コンサート等でもチケットの不正転売防止へ活用(H30実証中)

### カジノ入場時の管理

- カジノ施設への入場管理・依存症対策での活用

### スマートフォンでの利用

- スマートフォンへの電子証明書の搭載(検討中)
- マイナンバーカード読み取り可能機種が拡大中(H30.12:58機種)

利活用シーンを更に拡大し、マイナンバーカード1枚で様々なことが可能に

# コンビニ交付サービスの普及拡大

全国のコンビニエンスストア(約54,000)等で住民票の写し等が取得可能なコンビニ交付サービスについて、更なる普及拡大を図る。

コンビニ交付サービス対象人口

	導入団体	対象人口
平成30年12月3日時点	555	9,007万人
平成30年度末見込み	602	9,467万人

## 【地方財政措置による支援】

自治体によるコンビニ交付の導入等を後押しするため、システム構築等に要する経費について特別交付税措置

- ・ 措置率1/2 上限額6,000万円
- ・ 措置期限 平成31年度(期限までの導入で3年間の措置)

※ 平成31年度末の対象人口 1億人を目標

年度別コンビニ交付通数

種別	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
住民票	360,944	432,348	748,120	1,273,478
住記載	1,260	2,213	6,310	14,418
印鑑	326,237	393,904	664,150	1,086,274
税	31,075	46,253	87,051	175,997
戸籍	20,518	24,643	47,196	112,210
附票	2,103	2,951	5,714	11,872
合計	742,137	902,312	1,558,541	2,674,249



# 市区町村の参加状況

## コンビニ交付サービス対象人口

	団体	対象人口
平成30年 12月3日時点	555	9,007 万人



# マイナンバーカードの多目的利用に要する経費に係る特別交付税措置

## 1 趣旨

コンビニ交付サービス未導入団体の導入を後押しするため、マイナンバーカードの多目的利用（コンビニ交付、市区町村の自動交付機（キオスク端末）設置等）に要する経費について財政支援を行う。

## 2 措置内容（平成29年度までからの拡充部分）

### 拡充前

- ・ 平成30年度までの措置
- ・ 必ずしも3年間措置を受けられない（全市区町村一律、平成30年度まで）
- ・ 上限額5,000万円

### 現行(拡充後)

- ・ **平成31年度まで**（措置期限1年間延長）
- ・ 最大3年間の措置（**平成31年度の導入で**、最長平成33年度まで）
- ・ 上限額6,000万円（1,000万円引上げ）

### 算定対象となる経費（参考）

- A 基本構成機器（サーバ機器、端末機器及びデータベース等）の購入等経費
- B 各市町村とシステムを共同構築するために必要な専用線及びルータ等の購入等経費
- C A及びBの導入等に係る機器環境設定やシステムインストールのための経費、コンビニ交付に参加する際のJ-LISへの運営負担金、コンビニ事業者への手数料

- ※ 自治体クラウド化の推進に資する場合に限る
- ※ 過去3年度以内に導入したもののうち、現年度の経費を措置

### 多目的利用の例（参考）

- ・ 証明書自動交付機（キオスク端末）の庁舎設置
- ・ “ ” の郵便局設置
- 住民生活に身近な拠点での交付による利便性拡大  
市区町村の業務効率化
- ・ カードの印鑑登録証としての併用
- 窓口、コンビニ、双方で印鑑登録証明書の交付可能
- ・ 発行できる証明書の拡充
- 税証明書、戸籍証明書への対応で、サービス標準化

# NTTコミュニケーションズ株式会社によるマイナンバーカードの利用

社員の認証が必要となる様々なシーンで、マイナンバーカードの空き領域を利用

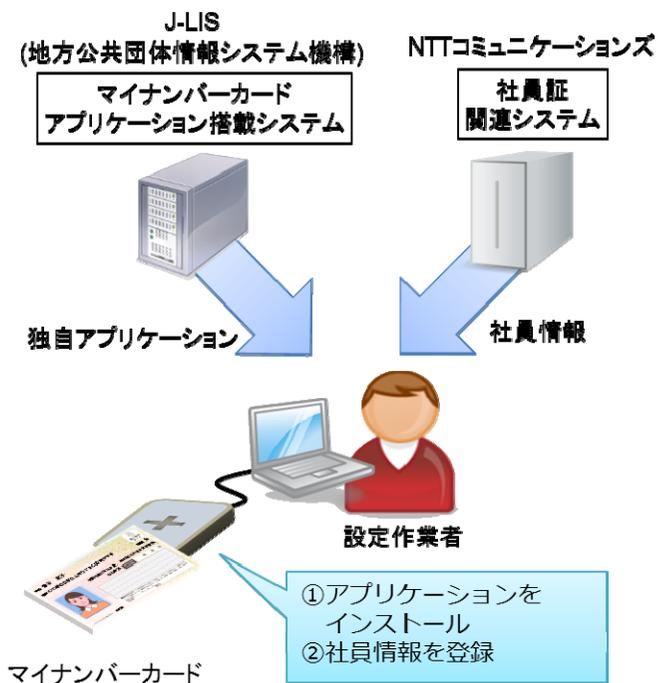
<利用シーン>

- ① NTTコミュニケーションズの本社ビル（大手町）への入退館
- ② セキュリティエリアへの入退室
- ③ 業務用パソコン・複合機の利用

<利用開始時期> 2019年1月開始予定

※ 当初は本社ビル（社員約**5,000人**）で利用を開始し、順次他のオフィスビルへの拡大も検討中

(ICチップの利用開始準備)



社内における各種認証が可能に



# カード申請・交付機会の拡大

- これまで、住民の負担軽減のため、地方自治体において、土日・平日夜間の開庁や無料の顔写真撮影などに取組んできたほか、住民が来庁するタイミングを捉えて交付申請と本人確認を行い、受け取りは本人限定郵便により行う「申請時来庁方式」の普及を進めてきた。
- これに加え、一部の自治体では、企業等に出向き、従業員等の申請を一括で受け付ける動きが出てきている。このように、移動が困難な方がいる病院や福祉施設、人が集まる集客施設などで出張申請受付を行うことで、カード交付申請機会を拡大していくことが必要。
- これらの取組に対して、カード交付に要する人件費等を補助金(H31予算案:61.1億円)で支援。今後、額の増額や対象経費の拡大による更なる取組の支援を検討するほか、出張申請受付のモデル事業を構築・横展開を行っていく(30年度補正予算:1億円を活用)。

## <企業>

- ・企業等での一括受付  
※宇都宮市、川崎市等で実績あり。



## <病院>

- ・病院での一括受付  
※役所に出向くことが困難な方々も想定される。



## <商業施設>

- ・商業施設(イオン等)での一括受付  
※神戸市で実績あり。



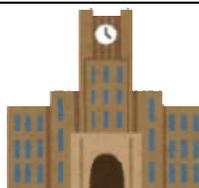
## <福祉施設等>

- ・福祉施設等での一括受付  
※役所に出向くことが困難な方々も想定される。



## <大学等>

- ・大学構内等での申請補助  
※学生の身分証としての利用など需要が見込まれる。



## <自治会等>

- ・公民館等での一括受付  
※長崎市、奈良市等で実績あり。  
高齢者の多い地域での需要が見込まれる。



# マイナンバーカード取得促進の取組（総務省の取組事例）

## 1. 概要

こども向けイベントにおいて、**無料顔写真撮影サービス+申請補助を実施!**



### 【実施コンテンツ】

- マイナンバークイズ(制度理解)
- マイキーぬりえ(キャラクター周知)
- マイナポータル実演(メリット体感)
- 顔写真撮影サービス(取得促進)
- SNS写真撮影(情報発信) など

取得促進

無関心層の掘り起こし

- コンビニ交付等のPR
- マイナポータルの実演

申請のハードル除去

- 顔写真撮影サービス
- 職員による申請補助

## 2. 申請補助イメージ

撮影スペースは  
パーティションで作成!

カメラは三脚必須!

写真の完成を  
待つ間に申請補助!

料金受取人払封筒  
(切手不要)も喜ばれます!



【申請補助スペース】



【顔写真撮影スペース】



【無料写真撮影】



【申請補助】



5分程度  
で完了!

## 3. 取組の効果

### 利用者の声

- × 写真撮影が面倒なので、申請をしていなかった。
- × そのうち申請するつもりだったが、申請するきっかけがなかった。
- × コンビニで住民票がとれるなど、取得のメリットをよく知らなかった。

### 取組のポイント

- 無料写真撮影サービスにより、申請へのハードルを除去!
- 他のイベントに合わせて展開することで 申請のきっかけ作りをサポート!
- コンビニ交付等の説明に加え、マイナポータル実演等により メリットを体感!

実績

申請補助件数  
**182件**  
(2日間)

# マイナンバーカードの発行等に要する経費(平成31年度予算案)

マイナンバーカードの発行等に要する経費:H31年度予算案 211.1億円

マイナンバーカードの円滑かつ安定的な発行等を実施するための予算措置を行うもの。

○個人番号カード交付事業費補助金:150.0億円(平成30年度当初:127.6億円)

## 【内容】

番号法総務省令第35条第1項に基づき、市町村が地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に対し、通知カード・マイナンバーカード関連事務を委任。市町村がJ-LISに対して交付する交付金に対して補助

委任を受け、J-LISにおいて実施する事業は以下のとおり。

- ① 通知カード等の作成・発送事業 16.6億円
- ② マイナンバーカードの申込処理・発行事業 84.2億円
- ③ カード製造事業 14.8億円
- ④ コールセンター事業 10.3億円
- ⑤ 保守・運用等事業 24.1億円

○個人番号カード交付事務費補助金:61.1億円(平成30年度当初:70.5億円)

## 【内容】

市町村におけるマイナンバーカード交付事務に係る経費に対して補助(主に臨時職員の追加等に要する人件費等の経費を対象)

	27年度当初	27年度補正	28年度	29年度	30年度	31年度予算案
個人番号カード交付事業費補助金	443.2億円	213.5億円	117.2億円	126.1億円	127.6億円	150.0億円
個人番号カード交付事務費補助金	40.0億円	65.1億円	21.7億円	16.7億円	70.5億円	61.1億円
合計	483.2億円	278.6億円	138.9億円	142.8億円	198.1億円	211.1億円

# マイナンバーカードの健康保険証としての利用

## ○ 未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）

- 医療保険の被保険者番号を個人単位化し、マイナンバー制度のインフラを活用して、転職・退職等により加入する保険者が変わっても個人単位で資格情報などのデータを一元管理することで、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる「オンライン資格確認」の本格運用を平成32年度に開始する。

## ○ 導入に当たっては、現在の世帯別の被保険者番号を個人単位にする「新被保険者番号」と共に整備。

### I 初期設定の流れ（赤矢印）

厚生労働省資料を基に改変

支払基金・国保中央会（国保連）

①マイナポータルにアクセス

②オンライン資格確認の利用に同意

③自己情報表示で被保険者番号を要求

総務省

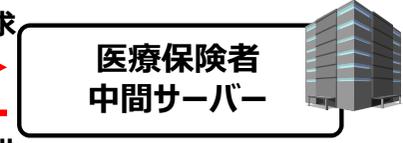
④被保険者番号を要求

医療保険者  
中間サーバー

⑤被保険者番号を提供

⑥被保険者番号を取得

⑦被保険者番号・利用者証明用電子証明書（シリアル）を登録



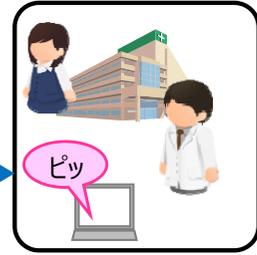
### II 受診時の資格確認の流れ（青矢印）

支払基金・国保中央会（国保連）

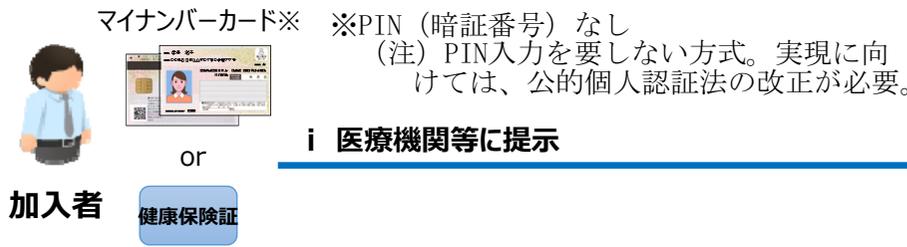
ii 資格情報※を照会  
(利用者証明用電子証明書or被保険者番号)  
iii 資格情報※を取得



保険医療機関



i 医療機関等に提示



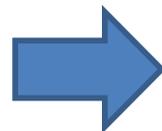
※資格情報：氏名、生年月日、性別、保険者名、負担割合、資格取得・喪失日 等

# マイナンバーカード交付事務等の適正な実施について

市町村窓口での不適切な案内事例がコールセンターから総務省に多数報告されている。

## 【市町村窓口での不適切な案内事例①】

電子証明書を利用する際に暗証番号を3回間違えてしまったため、A市で暗証番号の再設定(ロック解除)手続きを行った際に、マイナンバーカードは本人確認書類として提出することが認められない旨の案内を受けた。

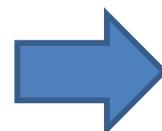


## 【コールセンターでの対応①】

マイナンバーカードを本人確認書類として提出することが可能である旨を案内した。

## 【市町村窓口での不適切な案内事例②】

マイナンバーカードを紛失し一時停止をしたが、紛失していたマイナンバーカードが見つかったので、B市へ一時停止解除の相談をしたところ、コールセンターへ連絡するよう案内を受けた。



## 【コールセンターでの対応②】

紛失したマイナンバーカードの一時停止を解除する場合にはコールセンターではなく住所地市区町村で手続きを行うこととなるため、再度、B市で手続きを行うよう案内した。

## 【市町村窓口での不適切な案内事例③】

マイナンバーカードを申請後、C市に申請の状況を確認したところ、C市では分からないためコールセンターへ連絡するよう案内を受けた。



## 【コールセンターでの対応③】

申請状況は、C市で4情報(氏名・住所・生年月日・性別)から照会が可能であり、コールセンターでは申請書IDから照会が可能である旨を案内した。

これらの報告等を受け、留意点等をまとめた通知を改めて発出予定。(一部については既に通知済(※))

併せて、手続きに必要な書類や手順先について、マイナンバーカード総合サイトのQAを更新し、周知予定。

※ 転出入により住所地が異動した場合における個人番号カードの交付等事務の適正な実施について(通知)(平成29年3月14日付け総務省自治行政局住民制度課長から各都道府県住民基本台帳担当部長及び社会保障・税番号制度担当部長あて通知)

# 個人番号を記載した住民票の写し等の交付の取扱いについての変更点

○「住民基本台帳事務処理要領の一部改正について(平成30年11月27日付け通知)により、マイナンバーを記載した住民票の写し等について、15歳未満の者の法定代理人・成年後見人に対し、直接交付が可能となった。

請求方法 請求者	窓 口		郵 便	
	改正前	改正後	改正前	改正後
本人	直接交付・・・・・・・・○ 本人住所へ送付・・・・－ 本人住所以外へ送付・・－		直接交付・・・・・・・・－ 本人住所へ送付・・・・○ 本人住所以外へ送付・・○  →理由及び送付場所が正当と認められる場合は、 本人の住所以外の場所へ送付することができる。	
法定代理人 (15歳未満 の者の法定 代理人又は 成年後見 人)	直接交付・・・・・・・・× 本人住所へ送付・・・・○ 本人住所以外へ送付・・×	<b>〈変更点〉</b> 直接交付・・・・・・・・○ 本人住所へ送付・・・・－ 本人住所以外へ送付・・－	直接交付・・・・・・・・－ 本人住所へ送付・・・・○ 本人住所以外へ送付・・×  →窓口においても、代理人に直接 交付せず、本人の住所あてに 郵送することとされていること から、本人の住所以外の場所あ てに送付することは、理由及び 送付場所が正当と認められない。	<b>〈変更点〉</b> 直接交付・・・・・・・・－ 本人住所へ送付・・・・○ 本人住所以外(法定 代理人の住所・職場 等に限る)へ送付・・・・○
法定代理人 の使者等		直接交付・・・・・・・・× 本人住所へ送付・・・・○ 本人住所以外(法定 代理人の住所・職場 等に限る)へ送付・・・・○		
上記以外の 任意代理人	直接交付・・・・・・・・× 本人住所へ送付・・・・○ 本人住所以外へ送付・・×		直接交付・・・・・・・・－ 本人住所へ送付・・・・○ 本人住所以外へ送付・・×  →窓口においても、代理人に直接交付せず、本人 の住所あてに郵送することとされていることから、 本人の住所以外の場所あてに送付することは、 理由及び送付場所が正当と認められない。	

# 就籍の届出に至らない者に係る住民票の記載について

平成30年10月2日付け通知

- 出生があった場合、戸籍法に基づく出生届が提出され、これをもとに住民票の記載が行われるのが原則
- しかしながら、出生届が行われなかったことなどにより、結果として、住民票が作成されない事例が生じている。
- このため、住民サービスの円滑な提供及び居住関係の公証の観点から
  - ① 就籍届の提出に至らない者について
  - ② 戸籍法第110条の規定における就籍許可審判又は第111条の規定における確定判決を受けるための裁判手続が進められており
  - ③ 日本国籍を有する者の子であること等が推認される場合には  
市町村長の判断により、職権で住民票の記載をすることができる旨の通知を発出

※ 出生証明書等や父又は母の戸籍謄本などに基づき、本人と詳細に面談を行い判断  
また、必要に応じて実態調査を実施

# DV等支援措置に関する適正な事務執行の徹底に関する最近の要請

## <最近の事案>

支援対象者(DV等被害者)の  
転出届の受理通知を  
加害者へ誤送付

支援対象者の住民票の写しを  
加害者へ誤交付

支援対象者の戸籍の附票の写しを  
加害者へ誤交付

当初受付市区町村が支援措置情報を  
連絡し忘れたため、本籍地市区町村が支援対象  
者の戸籍の附票の写しを加害者へ誤交付

加害者の依頼を受けた弁護士に対し、  
支援対象者の住民票の写しを誤交付

## <要請等>

<p><b>平成26年 6月25日</b></p>	<p>支援措置に関する事務の適正な執行の徹底や以下の留意点を踏まえ <b>再点検の実施と必要な対策を講じることを全自治体に通知</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援措置責任者の設置・明確化</li> <li>・支援措置責任者への確認の徹底</li> <li>・交付制限の解除権限の限定</li> <li>・マニュアルの改善 ・チェック方法の改善</li> <li>・他部局との情報連携の改善</li> </ul>
<p><b>同日</b></p>	<p>都道府県担当者を集めた説明会において、 市区町村における適正な事務処理の徹底等を要請</p>
<p><b>7～8月</b></p>	<p>各都道府県で開催される市区町村住基担当者向け 説明会で、適正な事務処理の徹底等を要請</p>
<p><b>9月10日</b></p>	<p>支援措置に関する事務の適正な執行の徹底や以下の留意点を踏まえ <b>再点検の実施と必要な対策を講じることを全自治体に通知</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・閲覧・交付請求者の本人確認等の徹底</li> <li>・支援措置責任者への確認等の徹底</li> <li>・人事異動後等における適正な事務の執行の確保</li> </ul>
<p><b>平成27年 9月4日</b></p>	<p>支援措置に関する事務の適正な執行の徹底や以下の留意点を踏まえ <b>再点検の実施と必要な対策を講じることを全自治体に通知</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報連携・連絡等に関する徹底</li> <li>・事務処理の確認に関する徹底</li> </ul>
<p><b>平成30年 3月28日</b></p>	<p>弁護士等から加害者の代理人として又は加害者が依頼した事件等の特定 事務受任者として住民票の写し等の交付等の申出があった場合には、 <b>加害者から本人からの申出があったものとみなし、申出を拒否する 取扱いとすべき旨を全自治体に通知</b></p>
<p><b>平成30年 12月3日</b></p>	<p>裁判所に提出する必要があるとの理由により被害者に係る住民票の写し 等の交付の請求又は申出があった場合には、加害者には交付せず、 <b>裁判所からの調査囑託に基づき、裁判所に交付する方法によることを 全自治体に通知</b></p>

# (別紙①)DV等支援措置に関する事務の適正な執行の徹底通知(平成26年6月25日)の概要

○各市区町村の住基担当部局に対し、以下のことを要請

- ・住基省令・通知に基づく適正な事務の執行を改めて徹底する
- ・以下の留意点を踏まえ、支援措置に関する事務処理の状況等を再点検し、必要な対策を講じる

## <留意点>

支援措置責任者の設置	○支援措置に関する措置の決定や交付等の決定、情報の管理・共有などの一連の事務手続を総括的に担う支援措置責任者を定め、支援措置責任者の了解がなければ事務手続を進めることができないような仕組みを構築する
支援措置責任者への確認の徹底	○住基システム上で支援対象者に該当し住民票の写し等の交付制限がかかっている旨の警告が表示されている状況において、交付担当者は、交付の可否について支援措置責任者に確認することを徹底する ○交付担当者が支援措置責任者の役割を併せて担っている場合には、複層的チェックの観点から、支援措置責任者を独立して定めるよう改善を図る
交付制限の解除権限の限定	○住基システム上の交付制限の警告表示を支援措置責任者のみが解除できるようにするなど、支援措置責任者が交付制限を解除しない限り、交付手続が進行しないような仕組みを構築する ○住基システムにおいて、交付制限の警告の表示機能が装備されていない場合には、当該機能を装備することも有効であること。また、当該警告の表示が見落としやすいものについては、認知しやすいものに改善することも有効である
マニュアルの改善	○支援措置に関する事務手続に関するマニュアルを再確認し、業務の経験度合いにかかわらず適正に事務を執行することができるよう改善を図る
チェック方法の改善	○支援措置に関する事務処理の手順や確認すべき事項などをリスト化(見える化)したり、支援措置責任者等の確認者欄を設けて誰が確認したかわかるようにするなど、わかりやすいチェック方法への改善を図る
他部局との情報連携の改善	○支援対象者に関する交付制限等の情報について、庁内の関係部署との連携状況を再確認し、必要な部署との連携を図るとともに、他部局のシステム上でも交付制限を確認できる仕組みを構築することも有効である

## (別紙②) DV等支援措置に関する事務の適正な執行の徹底通知(平成26年9月10日)の概要

○平成26年6月25日通知に引き続き、各市区町村の住基担当部局に対し、以下のことを要請

- ・住基省令・通知、平成26年6月25日通知に基づく適正な事務の執行を改めて徹底する
- ・以下の留意点を踏まえ、支援措置に関する事務処理の状況等を再点検し、必要な対策を講じる

＜加害者と支援対象者（被害者）本人との取違えや、加害者の支援対象者（被害者）本人へのなりすましによる閲覧・交付誤りを防ぐための留意点＞

<p>閲覧・交付請求者の本人確認等の徹底</p> <p>以下のとおり閲覧・交付請求者の本人確認等の徹底を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○請求者の本人確認に当たっては、写真が貼り付けられた身分証明書を提示させて行う。</li> <li>○写真が貼り付けられていない書類により本人確認を行う場合には、複数の書類の提示を求めるとともに、必要に応じ、適宜口頭で質問を行って補足する等慎重に行う。</li> <li>○本人等請求の場合であっても、請求事由を明らかにさせる。</li> <li>○閲覧・交付請求書の内容(請求者名、請求対象者名、生年月日、住所等)と本人確認書類、支援措置申出書の内容(支援対象者名、加害者名等)との照合・確認を行う。</li> <li>○(写真が貼り付けられていない本人確認書類が提示されている場合) <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援対象者(被害者)本人が請求しているにもかかわらず自己の住所を明らかにできない場合には、加害者と支援対象者(被害者)本人との取違えや加害者の支援対象者(被害者)本人へのなりすましである可能性があることから、請求者に自己の住所を明らかにさせる確認方法も有効である。</li> <li>・また、請求対象者の性別や生年月日等を基に請求者本人の特徴の確認を行い、請求者と請求対象者との取違えを防ぐことも有効である。</li> </ul> </li> </ul>	<p>支援措置責任者への確認等の徹底</p> <p>以下のとおり支援措置責任者への確認等の徹底を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○支援措置に関する措置の決定や閲覧・交付の決定、情報の管理・共有などの一連の事務手続を総括的に担う支援措置責任者を定め、支援措置責任者の了解がなければ事務手続を進めることができないような仕組みを構築する。</li> <li>○支援対象者に該当し閲覧・交付制限がかかっている場合には、担当者は、閲覧・交付の可否について支援措置責任者に確認する。</li> <li>○担当者が支援措置責任者の役割を併せて担っている場合には、複層的チェックの観点から、支援措置責任者を独立して定める。</li> <li>○住基システム上、閲覧・交付制限の注意喚起だけを行う機能や担当者が閲覧・交付制限を解除できる仕様を使用しないようにし、閲覧・交付制限の警告表示を支援措置責任者のみが解除でき、支援措置責任者が閲覧・交付制限を解除しない限り、閲覧・交付手続が進行しないような仕組みにする。</li> <li>○担当者だけでなく、支援措置責任者等も必ず請求書、本人確認書類、交付書類等の照合・確認を行う。</li> <li>○支援措置対象者に係る閲覧・交付に関する処理票等において、確認すべき事項等を明記したり、支援措置責任者等の確認者欄を設けて誰が確認したかわかるようにしたりするなど、見える形でのチェックが複層的に行われるようにする。</li> </ul>
	<p>人事異動後等における適正な事務執行の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○人事異動や担当替え等の際の支援措置責任者・担当者の新旧職員間での念入りな事務引継や新任職員への実践的な研修等の実施、業務の経験度合いにかかわらず適正に事務を執行できるようなわかりやすいマニュアルの整備などにより、人事異動等が行われても引き続き支援措置に関する適正な事務の執行が確保されるようにする。</li> <li>○また、事務に熟達した職員も、改めて支援措置制度に関する法令やマニュアル等を確認すること等により支援措置制度の重要性についての認識を新たにし、支援措置に関する適正な事務の執行が確保されるようにする。</li> </ul>

# (別紙③) DV等支援措置に関する事務の適正な執行の徹底通知(平成27年9月4日)の概要

○H26. 6. 25通知、H26. 9. 10通知に引き続き、各市区町村の住基担当部局に対し、以下のことを要請

- ・引き続き住基省令等に基づき統一的な取扱いにより支援措置を実施する
- ・住基省令等及び上記2つの通知に基づく適正な事務の執行を改めて徹底する
- ・以下の留意点を踏まえ、支援措置に関する事務処理の状況等を再点検し、必要な対策を講じる

## <留意点>

<p>情報連携・連絡等に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○当初受付市区町村から転送受付市区町村に対し、支援措置情報を適切に転送</li> <li>○転送受付市区町村において、適切に支援措置情報の転送を受けて支援措置の手続を進める</li> <li>○当初受付市区町村及び転送受付市区町村において、住民基本台帳担当部局から支援措置情報を共有することとなっている庁内の関係部局に対し、適切に支援措置情報を共有</li> <li>○支援措置情報の庁内の関係部局との共有にあたっては、庁内の共通システムを用いることも有効</li> <li>○庁内の関係部局において、支援措置情報の管理及び住所非開示等の措置をシステムで行っている場合、支援措置情報がインターネット等を通じて外部に漏えいすることのないよう、基幹系ネットワークと情報系ネットワークを物理的又は論理的に分離する等の適切な対策を講じる</li> <li>○システムを更新又は新規導入する際、支援措置情報の管理及び住所非開示等の措置に関する機能が確実に装備され、適切に作動することを確認する</li> <li>○本庁と支所・出張所との間で指示等、他の市区町村からの支援措置情報に関する問合せ等への回答については、原則電話で行うことは控える</li> <li>○支援措置申出書に記載されている支援対象者とDV等加害者の連絡先情報を取り違えない</li> <li>○支援措置申出書にDV等加害者の電話連絡先が記載されない(又は消除する)ようにする</li> </ul>	<p>事務処理の確認に関すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○支援措置の事務処理の複層的な確認及び支援措置責任者による最終的な確認</li> <li>○支援措置責任者の明確化。担当者と併任の場合は独立させる</li> <li>○支援措置責任者の了解なしに支援措置の事務手続を進められないようにする</li> <li>○担当者のみで閲覧・交付の手続が完結することのないようにする             <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民登録・戸籍システム上の閲覧・交付制限の解除権は支援措置責任者のみに付与</li> <li>・閲覧・交付の決定等の手続について支援措置責任者による最終的な確認</li> </ul> </li> <li>○本庁に支援措置責任者が置かれ、支所・出張所で具体的な閲覧・交付の手続が行われる場合、次のようなこと等を行い、誤った閲覧・交付が行われることがないようにする             <ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁から支所・出張所への手続上の指示を明確に行う</li> <li>・支援措置責任者が、住民登録システムや戸籍システム上の閲覧・交付制限について、請求内容に応じて適切な範囲(対象者等)で一時的に禁止を解除し、解除中の処理を適切に管理した上で、処理後には確実に禁止状態に戻し、禁止状態への戻し忘れがないか他の職員による複層的確認を行う</li> </ul> </li> <li>○住民票の写し等の交付等の請求において、請求内容の十分な確認を行う (例:本人のみか世帯分も含むか、除票を含むか、支援対象者に係るものではないか等)</li> <li>○支援対象者への連絡や郵便物等の送付等にあたっては、支援措置責任者等の適切な管理の下で行う(支援措置責任者等の事前了解、目の行き届く状況下で処理等)</li> <li>○マニュアルに支援措置情報の連携・共有先、手順、連携・共有の際の留意事項等を記載するなどして、業務の経験度合いにかかわらず適正に事務を執行できるようにする</li> <li>○チェックリストに確認すべき事項や支援措置責任者等の確認者欄を設けて誰が確認したかわかるようにするなどして、見える化した複層的な確認が行われるようにする</li> </ul>
---	----------------------	---

# ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置に関する取扱いについて(平成30年3月28日発出)

総行住第58号  
平成30年3月28日

各都道府県住民基本台帳担当部長 } 殿  
各指定都市住民基本台帳担当局長 }

総務省自治行政局住民制度課長  
(公印省略)

ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置に関する取扱いについて

ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置(以下「DV等支援措置」という。)については、平成16年に、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令(昭和60年自治省令第28号)、戸籍の附票の写しの交付に関する省令(昭和60年法務省・自治省令第1号)、住民基本台帳事務処理要領(昭和42年10月4日付け自治振第150号等自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知)の一部改正が行われ、それ以降、各市区町村において上記法令等に基づいて統一的な取扱いによりDV等支援措置が実施されているところです。

今般、地方公共団体から質問がありましたので、下記のとおり加害者の代理人等である特定事務受任者からの住民票の写し等の交付の申出であることが判明した場合の取扱いについて通知します。

貴都道府県においては、その旨を承知の上、域内の市区町村(指定都市を除く。)に周知されるようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

DV等支援措置に関し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条の3第1項の規定により、特定事務受任者から加害者の代理人として住民票の写し等の交付の申出があった場合、又は、住民基本台帳法第12条の3第2項の規定により、受任している事件又は事務の依頼者が加害者である特定事務受任者から住民票の写し等の交付の申出があった場合、

加害者本人から当該申出があったものと同視し、住民基本台帳事務処理要領第5-10-10-1-(イ)-(A)により対応すること。

(参考)

## ○住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)(抄)

(本人等以外の者の申出による住民票の写し等の交付)

第十二条の三 市町村長は、前二条の規定によるもののほか、当該市町村が備える住民基本台帳について、次に掲げる者から、住民票の写しで基礎証明事項(第七条第一号から第三号まで及び第六号から第八号までに掲げる事項をいう。以下この項及び第七項において同じ。)のみが表示されたもの又は住民票記載事項証明書で基礎証明事項に関するものが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付することができる。

- 一 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者
- 二 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者
- 三 前二号に掲げる者のほか、住民票の記載事項を利用する正当な理由がある者

2 市町村長は、前二条及び前項の規定によるもののほか、当該市町村が備える住民基本台帳について、特定事務受任者から、受任している事件又は事務の依頼者が同項各号に掲げる者に該当することを理由として、同項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書が必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付することができる。

3～9 (略)

## ○住民基本台帳事務処理要領(昭和42年10月4日付け自治振第150号等通知)(抄)

### 第5 その他

10 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置

#### コ 支援措置

(イ) 住民票の写し等及び戸籍の附票の写しの交付の請求又は申出に係る支援措置

市町村長は、支援対象者に係る住民票(世帯を単位とする住民票を作成している場合にあっては、支援対象者に係る部分。また、消除された住民票及び改製前の住民票を含む。)の写し等及び戸籍の附票(支援対象者に係る部分。また、消除された戸籍の附票及び改製前の戸籍の附票を含む。)の写し

**ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置に関する取扱いについて(平成30年3月28日発出)**

の交付について、以下のように取り扱う。

- (A) 加害者が判明しており、加害者から請求又は申出がなされた場合  
不当な目的があるものとして請求を拒否し、又は法第12条の3第1項各号に掲げる者に該当しないとして申出を拒否する。  
ただし、(ア)－A－(C)に準じて請求事由又は利用目的をより厳格に審査した結果、請求又は申出に特別の必要があると認められる場合には、交付する必要がある機関等から交付請求を受ける、加害者の了解を得て交付する必要がある機関等に市町村長が交付する、又は支援対象者から交付請求を受けるなどの方法により、加害者に交付せず目的を達成することが望ましい。
- (B)及び(C) (略)

# ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置に関する裁判所との連携について

平成30年12月3日付け通知

○ DV等の加害者(代理人等を含む。以下同じ。)から、裁判所に提出する必要があるとの理由により被害者に係る住民票の写し等の交付の請求又は申出があった場合には、市区町村においては、以下のとおり対応するよう、通知を发出

⇒ 加害者からの請求又は申出があった際には、加害者には交付せず、**裁判所からの調査囑託に基づき、裁判所に交付する方法によること。**

⇒ **加害者に対して、住民票の写し等を交付することはできないこと及び住民票の写し等が交付されない場合の対応方法については裁判所において手続の教示を受けられることを説明した上で、具体的な手続については裁判所に相談するよう案内すること。**

○ 最高裁判所においても、11月30日付けで、「DV等支援措置に関する取扱いの総務省自治行政局住民制度課長通知への対応等について(事務連絡)」を各裁判所あてに发出

⇒ DV等支援措置において加害者とされた原告等が、裁判所に対し、被告等の住所を住居所不明と記載した訴状等と共に被告等の住民票の写し等がDV等支援措置の対象となっているため被告等の住所を調査することができない事情を報告する資料を提出する場合には、裁判所は、被告の住所に関する市区町村に対し調査囑託を行うことが考えられる。

## 通称不正記載について

○偽造された資料や雇用実態のない会社の社員証を行使する等、不適切な資料を疎明資料として虚偽の通称記載の申出を行う事案が発生している。

○刑法第157条の公正証書原本不実記載等の罪に該当する行為であって犯罪行為である。  
なお、未遂についても罰せられる。

### 参照条文

(公正証書原本不実記載等)

刑法第157条

公務員に対し虚偽の申立てをして、登記簿、戸籍簿その他の権利若しくは義務に関する公正証書の原本に不実の記載をさせ、又は権利若しくは義務に関する公正証書の原本として用いられる電磁的記録に不実の記録をさせた者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 公務員に対し虚偽の申立てをして、免状、鑑札又は旅券に不実の記載をさせた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

## 外国人住民に係る通称記載における留意事項について(通知) (平成30年3月26日付総行外第1号)の概要

- 現在、通称記載においては、社会生活上通用していることその他の居住関係の公証のために住民票に記載されることが必要であると認められる事由の説明を求めることとしている。
- 具体的には、国内における社会生活上通用していることが客観的に明らかとなる資料等の提示を複数求めることにより、厳格に確認を行うこととしている。  
(平成25年11月15日付総行外第18号通知、住民基本台帳事務処理要領第2-2-(2)サ)

### 報告のあった事案

- 上記確認にあたり、偽造された診察券及び雇用実態のない会社の社員証を行使する等、不適切な資料を用いて通称を住民票に記載した上で、同通称名で国民健康保険証を取得しようとした。

### 通知内容

- 不正記載事案が頻発していることから、以前より厳格な確認をお願いしているが、改めて留意事項をまとめて通知するもの。
- 複数提示させる資料等については、少なくとも本人の意思により作成したと認められる資料は適当ではない。
- 確認の際には、書類の有無のような形式的な確認ではなく、使用実績を確認するため口頭確認等を行うなど徹底して確認を行うようにし、書類に疑義があれば証明書の発行元に確認するなど厳格な確認を行うこと。

等